



株式会社アトム

証券コード：7412

第51回定期株主総会 招集ご通知 および事業のご報告

日 時

2022年6月22日（水曜日）午後2時

場 所

横浜市中区住吉町4丁目42番1号
横浜市市民文化会館 関内ホール

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）

3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件



本年度より会場が異なります。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

目 次

招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	8
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35
株主優待のご案内	45



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7412/>



議決権行使が簡単に！
「スマート行使」対応

スマートフォンからQR
コード*を読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

【決議ご通知について】

決議ご通知は送付せず、株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回（2021年4月1日から2022年3月31日まで）定時株主総会を2022年6月22日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社の事業概況および株主総会の議案についてご案内いたしますのでご高覧賜りますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）の通り、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、これからも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

山角 豪

企業理念



「すべてはお客様と従業員のために」

社是

- 一、我が社は、お客様に「楽しかった、おいしかった」と喜ばれる仕事をする。
- 一、我が社は、成長・繁栄の為に全力を尽くす。
- 一、我が社は、社員の幸福と生活向上に努力をする。
- 一、我が社は、創意工夫と人の和をもって前進する。
- 一、我が社は、仕事を通して社会に奉仕する。

証券コード 7412
2022年6月7日

株主各位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

株式会社アトム
代表取締役社長 山角豪

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使を頂き、株主総会当日のご来場をお控え頂きます事をご検討賜りますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、インターネット行使もしくは同封の議決権行使書用紙で議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）午後6時までに入力完了もしくは到着するようご処理くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

① 日 時	2022年6月22日（水曜日）午後2時	
② 場 所	横浜市中区住吉町4丁目42番1号 横浜市市民文化会館 開内ホール （会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）	
③ 目的事項	報告事項 1. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載させて頂きます。
- ・事業報告の株式の状況の優先株式の内容、新株予約権等の状況、会社の支配に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知および添付書類には、記載しておりません。
なお、会計監査人、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している事業報告の株式の状況の優先株式の内容、新株予約権等の状況、会社の支配に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。
- ・決議ご通知は送付せず、株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載させて頂きます。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関するご案内

<株主様へのお願い>

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、事前にご勘案のうえ、極力、インターネット（スマートフォンでも可能）または書面の郵送により事前の議決権行使を頂き、株主総会当日のご来場はお控え頂きます事をご検討賜りますようお願い申しあげます。

なお、お手続きの方法は、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）をご参照ください。

【議決権行使期限】	インターネットによる行使	2022年6月21日（火曜日）午後6時入力完了分まで
	書面の郵送による行使	2022年6月21日（火曜日）午後6時到着分まで

<ご来場される株主様へのお願い>

1. 検温のお願い

会場入口付近で検温をさせて頂き、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰り頂く場合がございます。

2. マスク着用のお願い

ご来場に際しては、マスクの着用をお願い申しあげます。マスク未着用の場合は入場制限をさせて頂きます。

3. アルコール消毒液の使用のお願い

ご来場に際しては、受付前および会場入口に設置したアルコール消毒液をご利用ください。

なお、体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフからお声がけさせて頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。

<当社の対応>

株主総会に出席する役員及び運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用して対応させていただきます。また、例年より所要時間を短縮しての開催とさせて頂きますことをあらかじめご了承ください。株主様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）
午後6時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月22日（水曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 枚
○〇〇〇 御中
××××年 ×月××日
（切取せん）
スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード
見本
〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2022年6月21日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード
を読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

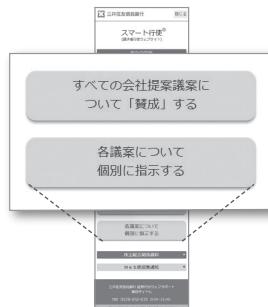


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



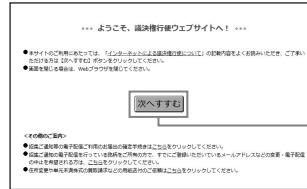
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

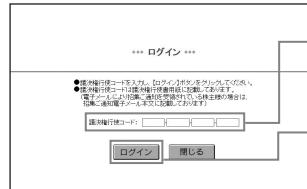
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



「次へすすむ」を
クリック

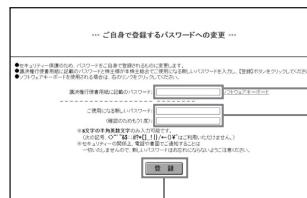
- 2** 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入
力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号 : 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会および取締役会の招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第15条および第24条を変更し、その他の取締役が招集権者および議長になることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条および第14条（条文省略）	第13条および第14条（現行どおり）
第15条（招集権者および議長） 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	第15条（招集権者および議長） 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>取締役会</u> が定める取締役が招集し、議長となる。 ② 前項に定める取締役に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
第16条（条文省略）	第16条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第17条（参考書類等のインターネット開示）</u> <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>第17条（電子提供措置等）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第18条および第18条の2（条文省略）	第18条および第18条の2（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会 第19条～第23条（条文省略）	第4章 取締役および取締役会 第19条～第23条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>当会社の取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>当会社の取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項に定める取締役</u>に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
第25条～第29条（条文省略）	第25条～第29条（現行どおり）
第5章 監査等委員会～第8章 計算 (条文省略)	第5章 監査等委員会～第8章 計算 (現行どおり)
(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p>① 現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の再任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する株式数
1 再任	やまかどよし 山角豪 (1978年8月23日生)	2000年5月 (株)すかいらーく (現(株)すかいらーくホールディングス)入社 2015年6月 同社店舗開発政策グループディレクター 2017年5月 ニラックス(株)取締役 2018年1月 (株)ダイナミクス入社 CSO (経営企画室長) 2018年6月 (株)シュゼット入社 外販営業部長兼カサネオ営業部長 2020年5月 当社入社 顧問 2020年6月 当社代表取締役社長 (現任)	普通株式 6,000株
2 再任	はるなひでき 春名秀樹 (1970年8月11日生)	1993年4月 (株)日阪製作所入社 2003年12月 帝人(株)入社 2016年9月 (株)ミスマググループ入社 ファイナンスディレクター 2017年3月 ゼビオ(株)入社 ゼビオコーポレート(株)執行役員 2017年9月 会津アクティベートアソシエーション(株)取締役 2018年7月 ゼビオコーポレート(株)副社長執行役員 2019年6月 当社管理本部執行役員 管理本部長 2020年6月 当社取締役管理本部長 (現任)	普通株式 3,000株
3 再任	おおばりょううじ 大場良二 (1975年4月14日生)	1999年3月 (株)レックス・ホールディングス (現(株)レインズインターナショナル)入社 2004年4月 同社情報システム部部長 2009年9月 同社ファシリティマネジメント部部長兼務 2013年1月 (株)レインズインターナショナル総務IT総括部部長 2014年8月 同社事業支援本部本部長 2015年4月 同社取締役 (現任) 2016年12月 (株)フレッシュネス常務取締役 (現任) 2019年4月 (株)コロワイド執行役員 (現任) 2019年6月 カッパ・クリエイト(株)取締役 2020年6月 当社取締役 (現任)	普通株式 一株

(注) 1.候補者大場良二氏は、現在当社の親会社であります株式会社コロワイドの業務執行者であります。同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。

2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴要地位兼職の状況	所持する当社株式数
1 新任	つちだまさかず 土田正和 (1972年2月27日生)	1996年3月 (株)アムゼ(現:当社)入社 2009年4月 当社執行役員東北営業本部長 2014年2月 (株)アトム北海道 執行役員営業本部長 2017年8月 当社中京営業本部長 2018年10月 当社安全管理部 部長 2020年5月 当社総務部 部長 2021年1月 当社経営支援部 総務担当部長(現任)	普通株式 一株
2 再任	さいもんあさこ 才門麻子 (1960年6月22日生)	1984年4月 (株)高島屋入社 1995年5月 日本コカコーラ(株) リテールマーケティング部次長 1997年6月 スターパックスコーヒージャパン(株) 店舗運営部部長 2001年12月 B P ジャパン(株) シニアM&Aプロジェクトマネージャー 2003年1月 アメリカン・エキスプレスインターナショナルInc. 副社長 2008年2月 テイクアンドギヴ・ニーズ(株) 取締役営業本部長 (株)ユー・エス・ジェイフードサービス部 部長 2012年8月 (株)クラッセ・ドゥ・クラッセ 代表取締役(現任) 2015年6月 当社社外取締役 2015年6月 カッパ・クリエイトホールディングス(株)(現:カッパ・クリエイト(株)社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	普通株式 一株
3 新任	しみづれな 清水令奈 (1973年7月3日生)	1996年4月 (株)リクルートコスモス (現:(株)コスモスイニシア)入社 2002年1月 マンパワー・ジャパン(株) (現:マンパワーグループ(株)入社 2008年1月 (株)コーチ・エイ入社 2010年6月 個人事務所を設立 2012年2月 (株)CHANCE for ONEを設立 代表取締役社長(現任) 2020年6月 世紀東急工業(株)社外取締役(現任)	普通株式 一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 才門麻子氏および清水令奈氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- ・才門麻子氏につきましては、経営者としての知見を踏まえ、店舗運営やマーケティングの豊富な経験と専門的な知識を有しております、当社の社外取締役・監査等委員としてもマーケティング面の議論に活発に参画・貢献しており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年であります。
 - ・清水令奈氏につきましては、会社経営に加え、ダイバーシティ、次世代リーダーの育成に関する豊富な経験・知識を有しております、このような視点および独立した客観的な立場から、当社社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 当社は、社外取締役候補者の才門麻子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。才門麻子氏の再任が承認された場合、引き続き才門麻子氏を独立役員とする予定であります。また、社外取締役候補者の清水令奈氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- ・当社と社外取締役候補者の才門麻子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。才門麻子氏の選任が承認された場合、当社は才門麻子氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - ・清水令奈氏の選任が承認された場合、当社は清水令奈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令の定める額のいずれか高い額としております。

ご参考：取締役会スキルマトリックス

第2号議案・第3号議案が承認された場合、各取締役が有する主なスキル・専門性は以下のとおりです。それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査等委員会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

	氏名／地位・担当	属性		専門性						
		●男性 ★女性	独立性	企業経営	外食 ビジネス	・国際性 ・多様性	・財務 ・会計	リスク マネジメント	マーケティング	・デジタル ・テクノロジ
1	山 角 豪 代表取締役社長	●		●	●			●	●	●
2	春 名 秀樹 取締役管理本部長	●		●		●	●			●
3	大 場 良二 取締役	●		●	●					●
4	土 田 正 和 取締役（監査等委員）	●		●	●			●		
5	才 門 麻 子 取締役（監査等委員） [社外]	★	●	●		●			●	
6	清 水 令 奈 取締役（監査等委員） [社外]	★	●	●		●				

注) 上記は、各人の有するすべてのスキル・専門性・その他の知見や素養を表しているものではありません。
以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における連結業績は、売上高は310億98百万円（前期比3.4%減）、営業損失は13億67百万円（前期営業損失12億71百万円）、経常損失は13億47百万円（前期経常損失12億54百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億22百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失18億13百万円）となりました。

当連結会計年度において、営業店舗の譲受により1店舗増加、不採算店4店舗、賃借契約終了により2店舗、立ち退きにより1店舗、自社店舗売却により1店舗を閉鎖、営業店舗の譲渡により1店舗減少したため、当連結会計年度末の店舗数は359店舗（直営店348店舗、F C店11店舗）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(i) レストラン事業

レストラン事業につきましては、営業店舗の譲受を1店舗（「ステーキ宮」）、不採算店3店舗（「ステーキ宮」2店舗、「かつ時」1店舗）、及び賃借契約終了により2店舗（「ステーキ宮」1店舗、「カルビ大将」1店舗）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は241店舗となりました。

以上の結果、レストラン事業の当連結会計年度の売上高は、264億33百万円（前期比0.0%増）となりました。

(ii) 居酒屋事業

居酒屋事業につきましては、不採算店1店舗（「やきとりセンター」）、及び立ち退きにより1店舗（「ぎんぶた」）の閉鎖、営業店舗の譲渡を1店舗（「寧々家」）行い、当連結会計年度末の店舗数は80店舗となりました。

以上の結果、居酒屋事業の当連結会計年度の売上高は、28億4百万円（前期比27.4%減）となりました。

(iii) カラオケ事業

カラオケ事業につきましては、自社店舗売却により1店舗（「時遊館」）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は27店舗となりました。

以上の結果、カラオケ事業の当連結会計年度の売上高は、9億33百万円（前期比8.6%減）となりました。

(iv) たれ事業

たれ事業の当連結会計年度の売上高は、7億12百万円（前期比6.7%増）となりました。

(v) その他の事業

その他の事業（給与計算事務等のアウトソーシング事業、F C事業等）につきましては、当連結会計年度末の店舗数はF C店11店舗であります。

その他の事業の当連結会計年度の売上高は、2億13百万円（前期比0.5%減）となりました。

セグメント別の外部顧客への売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	前連結会計年度			当連結会計年度		
	金額	構成比		金額	構成比	
レストラン事業	26,420	82.1%		26,433	85.0%	
居酒屋事業	3,861	12.0		2,804	9.0	
カラオケ事業	1,021	3.2		933	3.0	
たれ事業	667	2.1		712	2.3	
その他の事業	215	0.6		213	0.7	
合計	32,185	100.0		31,098	100.0	

次期（2023年3月期）の見通しにつきましては、国内においてもワクチン接種の拡大によって落ち着きを取り戻しつつありますが、新型コロナウイルス禍は変異株等の拡大によって終息時期が見通せない状態が続いており、ウクライナ情勢の動向や各種資源高、原材料価格の高騰等の懸念事項も多く、消費活動の本格的な回復は、引き続き先行き不透明な状況が続くと思われます。

しかしながら、当社におきましては、コスト面の積極的な各種施策を継続的に実施し、消費回復に合わせたマーケティング施策の実施により、2021年10月～2022年3月の下期期間の売上高は回復傾向にあります。引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みながら、新規出店・改装等の施策を展開し、新規メニュー提案等のお客様価値の向上と店舗運営のDX化を図り、収益性の改善を図ってまいります。

なお、当社では長期に亘る持続的な成長を目指し、ESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みに注力しております。具体的には店舗照明のLED化や生分解性ストローへの切り替え、育児休業制度の整備や女性管理職比率20%超への引き上げ、社外取締役の1／3以上の維持や指名報酬諮問委員会の設置等へ取り組んでおり、持続的成長を推進できる企業体質に進化することを当社経営の重要課題に位置付けております。また至極当然ではありますが、当社といたしましても新型コロナウイルス感染症拡大防止に備え、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先とし、さらなる市場の変化への対応に努めてまいります。

このような状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の終息時期や景気回復動向が不透明であることなどの不確実要素が多いため、現時点では配当予想は未定とし、今後、開示が可能になった時点で速やかに公表いたします。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは修繕および改装で、設備投資総額は4億15百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に運用資金として20億円（7月）の借入を実施しております。当連結会計年度末残高は（8）主要な借入先の状況をご参照ください。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2022年3月31日を効力発生日として、連結子会社である株式会社エムワイフーズの全株式を株式会社コロワイドMDに譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区分	第48期 (2019年3月期)	第49期 (2020年3月期)	第50期 (2021年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	51,934	49,689	32,185	31,098
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	1,630	1,183	△1,254	△1,347
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△362	△2,215	△1,813	322
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2.35	△12.41	△9.99	1.50
総資産 (百万円)	29,453	26,306	24,639	24,276
純資産 (百万円)	15,385	12,756	10,517	10,384

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区分	第48期 (2019年3月期)	第49期 (2020年3月期)	第50期 (2021年3月期)	第51期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	47,151	45,441	32,170	31,076
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	1,680	1,477	△1,328	△976
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△48	△3,532	△1,856	748
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△0.64	△19.56	△10.22	3.71
総資産 (百万円)	29,538	25,915	24,187	24,276
純資産 (百万円)	16,318	12,373	10,090	10,384

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社株式の議決権比率	主要な事業
株式会社コロワイド	27,905 百万円	41.19%	飲食業

株式会社コロワイドは、当社の普通株式7,954万株（議決権比率41.19%）を保有しております、当社の親会社であります。

また、株式会社コロワイドはコロワイドグループの中核会社であり、同グループは直営飲食店チェーン、F C事業の多店舗展開、カラオケハウスチェーン、各種食料品および製造・加工品等の事業を営んでおります。

その中で、当社は直営飲食店チェーン事業、F C事業の多店舗展開事業、カラオケハウスチェーン事業の一部を担当しております、相互協力体制にあります。

② 子会社の状況

株式会社エムワイフーズは、2022年3月31日付で、当社が保有する全株式を売却したことに伴い、連結子会社でなくなりました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「すべてはお客様と従業員のために」を企業理念に掲げ、事業活動を推進しております。それぞれの地域の皆様に選ばれる店舗づくりを実現するために、従業員一丸となって顧客のニーズに対応し、柔軟かつ筋肉質な企業体制を整備し、競争力を向上させる必要があると認識し、企業価値向上に向けた取り組みを推進してまいります。

当社の経営環境は、人口減少や少子高齢化による市場縮小という従前からの課題に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間継続することにより、厳しい環境が続くものと想定されます。一方で、コロナ禍における消費者のライフスタイルの変化によるテイクアウト・デリバリーの利用機会の増加や、すし・焼肉・ステーキをはじめとした専門店業態へのニーズの高まり等、新しい需要も生まれております。

このような状況の中、当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に備え、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先とした上で、顧客や従業員満足度を継続して高めることによる集客力の向上、事業構造改革によるコスト競争力の強化を軸とした、柔軟かつ筋肉質な企業体制への転換を目標としております。この目標達成のために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

従前より実施しております従業員全員の衛生管理（手洗い、うがい、検温、体調確認、マスク着用）を継続し、体調不良者は勤務させないよう徹底してまいります。お客様ならびに従業員、そのご家族への安全・安心を第一に感染症拡大防止に取り組んでまいります。

② 人材の確保・育成

当社は、飲食事業を中心としており、飲食店舗の運営のためには人材の確保と運営能力向上が重要な課題となります。店舗運営の要となるパートナー（パート・アルバイト）向けの評価制度を導入し、スキルに応じた役割の付与と報酬体系を構築しております。

新卒・中途・地域限定正社員およびパートナー（パート・アルバイト）の採用を継続的に行ってまいります。また、性別・年代・国籍等に関わらず、多様性や活力のある組織を構築し、従業員の教育・研修の強化を図り、お客様に「楽しかった、おいしかった」と喜ばれる従業員の育成に取り組んでまいります。

③ 安全・安心な商品の開発提供

食の安全が重視される中、お客様に安全・安心な料理を提供することは飲食事業の継続にとって重要な課題となります。

当社といたしましては、産地、加工工程、添加物などの食材の情報の確保、仕入から提供までの衛生管理の強化に取り組んでまいります。

④ 既存店の業績回復と新規出店

顧客ニーズへの対応による既存店の業績回復に最優先に取り組みながら、投資効率等を考慮した新規出店も継続的に検討してまいります。

⑤ 働き方改革の推進による生産性の向上

業務のDX化の推進、および従業員の新しい働き方の仕組みの導入、人材育成の推進を通じた社員の意識改革等により、生産性の向上を推進してまいります。

⑥ サステナビリティへの取り組み

サステナブルな社会を実現するために、企業活動を通じてCO2の削減、受動喫煙防止、地域経済の活性化等の社会問題の解決、SDGsへの貢献に取り組みます。また、従業員の健康管理と社内コミュニケーションの強化を図り、組織の活力を高めることにより企業価値向上に向けた取り組みを推進しております。さらに、店舗照明のLED化や生分解性ストローへの切り替え、育児休業制度の整備や女性管理職比率20%超への引き上げ、社外取締役1／3以上の維持や指名報酬諮問委員会の設置等にも取り組んでおり、長期に亘る持続的な成長を目指し、企業体質を進化してまいります。

重要な課題として、「環境への配慮」を挙げており、気候変動への取り組みとして、CO2排出量の削減を推進してまいります。具体的にはCO2排出量を2030年までに2020年度対比、原単位で50%の削減を目指してまいります。

また、自然災害等への危機管理としてBCPを策定し、緊急時における迅速な対応に努めてまいります。

⑦ コーポレートガバナンスコードが求める投資家との対話の充実

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主様との建設的な対話を進めよう努めてまいります。当社における株主様との対話については、代表取締役社長の下に、経営支援部、経営企画室、経理部が連携して対応しており、株主様との対話を促進するために、社内の関係各部は必要な情報の共有など、積極的に連携を進め、適時・適切な情報開示を行っております。

定時株主総会後に株主様との対話会を開催することにより、多くの株主様からのご意見・ご要望の共有ができると同時に、当社経営陣の考えを直接、多くの株主様に伝えることができることから、本対話会は非常に重要な株主様との対話の場と位置付けております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第49回定時株主総会より時間を短縮した定時株主総会を開催しているため、株主様との対話会は一時的に中止しております。また、決算確定後、投資家説明会を行っており、これにより投資家の当社に対するご理解を深め、持続的成長のための基盤の充実を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、直営・FC飲食チェーン（カラオケ店含む）の経営を主要事業としております。

セグメント	ブルーランド	業態
レストラン事業	ステーキ宮	ステーキ・ハンバーグ
	にぎりの徳兵衛	すし
	カルビ大将	焼肉
	味のがんこ炎・がんこ亭	焼肉
	かつ時	とんかつ
	海鮮アトム	すし
	廻転すし海へ	すし
	和牛ステーキ桜	ステーキ・ハンバーグ
居酒屋事業	いろはにほへと	居酒屋
	寧々家	居酒屋
	暖や	居酒屋
	やきとりセンタ一	居酒屋
	ぎんぶた	居酒屋
	甘太郎	居酒屋
カラオケ事業	時遊館	カラオケ

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

- ① 本店 神奈川県横浜市西区
- ② 名古屋事業所 愛知県名古屋市千種区
- ③ 仙台事業所 宮城県仙台市青葉区
- ④ 店舗 直営348店舗 FC11店舗

地 域	直 営 店 舗 数	F C 店 舗 数	合 計
青 森 県	9店	—	9店
岩 手 県	15店	—	15店
宮 城 県	26店	—	26店
秋 田 県	10店	—	10店
山 形 県	10店	—	10店
福 島 県	21店	—	21店
茨 城 県	27店	—	27店
栃 木 県	25店	—	25店
群 馬 県	8店	—	8店
埼 玉 県	7店	—	7店
千 葉 県	7店	—	7店
東 京 都	3店	—	3店
神 奈 川 県	2店	—	2店
新 潟 県	10店	—	10店
富 山 県	4店	—	4店
石 川 県	5店	—	5店
福 井 県	21店	1店	22店
山 梨 県	4店	—	4店
長 野 県	15店	—	15店
岐 阜 県	26店	3店	29店
静 岡 県	9店	—	9店
愛 知 県	56店	6店	62店
三 重 県	8店	1店	9店
滋 賀 県	5店	—	5店
京 都 府	2店	—	2店
大 阪 府	4店	—	4店
兵 庫 県	4店	—	4店
奈 良 県	1店	—	1店
山 口 県	1店	—	1店
福 岡 県	1店	—	1店
熊 本 県	1店	—	1店
宮 崎 県	1店	—	1店
合 計	348店	11店	359店

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

当連結会計年度末において連結子会社を有しておりますので、当該人数は記載しておりません。

②当社の使用人の状況

事業区分	使用人數	前事業年度末比増減
レストラン事業	490 (1,627)名	67名減 (9名減)
居酒屋事業	132 (229)名	16名減 (90名減)
カラオケ事業	39 (85)名	7名減 (5名減)
全社	155 (3)名	6名増 (2名減)
合計	816 (1,944)名	84名減 (106名減)

使用人數	平均年齢	平均勤続年数
816名 (1,944)名	42.8歳	11.0年

(注) 1. 使用人數は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人數には契約社員および嘱託社員が含まれております。
3. 全社と記載されている使用人數は、店舗勤務以外に属している人数であります。
4. 平均年齢および平均勤続年数は正社員のみの平均値を記載しております。

また、当社の使用人數の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人數	前事業年度末比増減
男性	671名	59名減
女性	145名	25名減

使用人數が前事業年度に比べ84名減少しましたのは、通常の自己都合退職及び店舗閉鎖を実施したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社足利銀行	1,256百万円
株式会社大垣共立銀行	1,121
株式会社北陸銀行	1,084
株式会社東和銀行	1,027
株式会社滋賀銀行	219

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 4,300百万円

借入実行残高 2,000百万円

差引額 2,300百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

<普通株式>

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 290,999,968株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 193,559,297株 |
| (3) 株主数 | 206,935名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数(株)					持株比率(%)
	普通株式	第2回優先株式	第3回優先株式	第4回優先株式	合計	
株式会社コロワイド	79,544,166	5	5	10	79,544,186	41.19
B of A証券株式会社	1,095,504	—	—	—	1,095,504	0.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	527,500	—	—	—	527,500	0.27
株式会社足利銀行	500,988	—	—	—	500,988	0.26
SIX SIS FOR SWISS NATIONAL BANK	274,600	—	—	—	274,600	0.14
株式会社大垣共立銀行	225,750	—	—	—	225,750	0.12
井上ヒロ子	208,938	—	—	—	208,938	0.11
株式会社北陸銀行	187,300	—	—	—	187,300	0.10
株式会社大光	178,000	—	—	—	178,000	0.09
アトム取引先持株会	163,534	—	—	—	163,534	0.08

(注) 1. 当社は、自己株式を462,365株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(462,365株)を控除して計算しております。

<優先株式>

I 第2回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

II 第3回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

III 第4回優先株式

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 18株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12株 |
| (3) 株主数 | 2名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド
株式会社東和銀行 |

<当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況>

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	7,000株	2名
社外取締役（監査等委員である社外取締役）	一株	一名
監査等委員である取締役	一株	一名

(注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 角 豪	
取締役	春 名 秀 樹	管理本部長
取締役	大 場 良 二	株式会社コロワイド執行役員 株式会社レインズインターナショナル取締役
取締役（監査等委員・常勤）（注2）	太 田 一 義	
取締役（監査等委員）（注1、3）	才 門 麻 子	株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役 カッパ・クリエイト株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）（注1、3）	小 川 高 正	

(注) 1. 取締役（監査等委員）才門麻子氏および小川高正氏は社外取締役であります。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために太田一義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	44 (-)	40 (-)	— (-)	3 (-)	3名 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	20 (9)	20 (9)	— (-)	— (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	64 (9)	60 (9)	— (-)	3 (-)	6名 (2名)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月16日開催の第45回定期株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定期株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月17日開催の第50回定期株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、3名（うち社外取締役0名）であります。

3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況＜当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況＞」に記載しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年4月30日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下のイ)に記載のとおりです。

イ) 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く以下同じ）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等および株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与、株主との価値共有を一層高めるための株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

2. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(1) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで、下記（6）のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(2) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、指名報酬諮問委員会において、当社の過去の業績などを踏まえて予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで、下記（6）のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(3) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株主との価値共有を一層促進し、中長期の業績および株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させるため、譲渡制限株式を付与し、指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで、下記（6）のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が報酬枠の範囲内において個別に決定し、毎年一定の時期に支給する。

なお、譲渡制限期間は、当社または当社子会社等の役職員（以下「役職員等」という）を退任または退職した時点までの間とし、譲渡制限期間中、継続して役職員等であったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって割当株式の譲渡制限が解除される。ただし、譲渡制限期間中一定の事由が生じた場合には、当社が割当株式を無償で取得することができる。

- (4) 上記（1）の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は、各取締役の業績向上に対する意識を高めるという目的を達成するという観点から基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、非金銭報酬等は、役位、職責等に応じて、いずれも指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで代表取締役社長が決定するため、基本報酬、業績連動報酬等と非金銭報酬等の割合は変動する。

- (5) 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記（1）、（2）、（3）のとおり、基本報酬（金銭報酬等（業績連動報酬等以外））は月例の固定給とし毎月一定の時期に、賞与（業績連動報酬等）は業績指標を上回る場合、毎年一定の時期に、株式報酬（非金銭報酬等）は毎年一定の時期に支給する。

- (6) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の賞与の評価配分および各取締役の株式報酬の割当数とする。

なお、代表取締役社長は、その権限の行使を適切に行使するため、下記（7）のとおり、個人別の報酬等の額について指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

- (7) 個人別の報酬等の内容についての決定の方法（上記（6）に掲げる事項を除く）

代表取締役社長は、個人別の報酬額について指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定する。

- (8) その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

一定の事由が生じた場合に報酬等を返還させることとする取り決め（クローバック）等はなく、本項目に該当する事項はない。

- ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会により委任された代表取締役は、後記③のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを指名報酬諮問委員会において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月17日開催の取締役会にて代表取締役に取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、答申を得ており、代表取締役は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分を決定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い額としております。

(4) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）才門麻子氏は、株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセの代表取締役およびカッパ・クリエイト株式会社の社外取締役であります。カッパ・クリエイト株式会社は当社の親会社である株式会社コロワイドの子会社であります。当社と株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小川高正氏は、当社以外の顧問契約はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 才門麻子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>経営者としての知見を踏まえ、店舗運営やマーケティングの豊富な経験と専門的な知識から指導、助言を仰ぐため、社外取締役として選任しております。また、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員に指定しております。</p>
取締役（監査等委員） 小川高正	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>経営者としての知見を踏まえ、店舗運営等の豊富な経験と専門的な知識から指導、助言を仰ぐため、社外取締役として選任しております。また、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員に指定しております。</p>

（注）親会社又はその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額

取締役（監査等委員）が、当事業年度の在任期間中において、当社の親会社又はその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬額の総額は4百万円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である人事労務に係る相談サービス業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人 トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の重要な柱と考え、財務体質の強化を図りながら、業績に連動した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、2022年3月期通期の業績を総合的に勘案いたしました結果、期末の配当を無配とさせて頂きます。

なお、株主優待制度につきましては、変更はございません。

また、2022年4月13日付「取締役会決議無効のお知らせ」のとおり、2021年5月19日開催の取締役会において決議した剰余金の処分につきましては、当該決議内容が企業会計基準に反する内容となっていたことが判明いたしました。従いまして、当該決議は無効となり、本議案によるその他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替は効力を生じておりません。

次期の配当については、新型コロナウイルス感染症の終息時期や景気回復動向が不透明であることなどの不確実要素が多く、現時点では配当予想は未定とさせていただいております。

連結貸借対照表
(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科	目	科	目
流動資産	9,916	流動負債	9,196
現金及び預金	7,067	買掛金	2,019
売掛金	1,099	短期借入金	2,000
商品	1	1年内返済予定の長期借入金	1,330
原材料及び貯蔵品	251	リース債務	405
未収入金	987	未払托込金	1,685
その他の	509	未払法人税等	122
固定資産	14,360	未払消費税等	423
有形固定資産	8,293	1年内資産除去債務	108
建物及び構築物	5,215	販売促進引当金	821
土地	2,247	賞与引当金	91
工具、器具及び備品	159	店舗閉鎖損失引当金	32
リース資産	670	災害損失引当金	17
その他の	0	その他の	137
無形固定資産	95	固定負債	4,695
ソフトウエア	28	長期借入金	2,754
その他の	66	リース債務	613
投資その他の資産	5,971	資産除去債務	1,289
投資有価証券	273	その他の	38
敷金及び保証金	4,057	負債合計	13,891
繰延税金資産	1,496	純資産の部	
その他の	179	株主資本	10,391
貸倒引当金	△36	資本剰余金	100
		益剰余金	10,641
		自己株式	△163
		その他包括利益累計額	△186
		その他有価証券評価差額金	△7
資産合計	24,276	純資産合計	10,384
		負債・純資産合計	24,276

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上原価	高価益	31,098
売上総利益	管失益	11,033
売上費及び一般費用	理 費	20,065
営業損失		21,432
受取利息及び配当金	当 金	1,367
不動産賃貸料	料 金	
店舗閉鎖損失引当金	貸 戻 入	
負担金	益 入	
補助金	入 他	
その他		14
		94
		10
		23
		25
		37
営業外費用		204
支払利息	息 金	
不動産賃貸料	原 価	
コミットメントライセンスの	使 用	
その他	他	66
		82
		20
		14
経常特別損失	失 益	184
固定資産売却益	益 金	1,347
関係会社株式売却益	入 他	
受取協助金	入 他	
協助金の		89
その他		666
		45
		2,643
		666
		5
特別損失	失 益	4,117
固定資産除却損失	損失額	
減損損失	失 他	
店舗閉鎖損失引当金	入 他	
臨時休業等による損失	入 他	
その他		7
		259
		32
		1,095
		22
税金等調整前当期純利益	利 益	1,417
法人税、住民税及び事業税	税 額	1,351
法人税等調整額		157
当期純利益	利 益	872
親会社株主に帰属する当期純利益	利 益	322
		322

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	9,916	流动負債	9,196
現金及び預金	7,067	短期借入金	2,019
売掛金	1,099	一年以内返済予定の長期借入金	2,000
商品	1	1年以内未払配当費	1,330
原材料及び貯蔵品	251	1年以内未払人費用	405
未収入金	987	1年以内未払法消引受り	1,681
前払費用	409	1年以内前払引受引	4
その他	100	販売促進引受引	17
固定資産	14,360	内売与定期借入金	122
有形固定資産	8,293	売上債権	423
建物	4,801	販売促進引受引	2
構築物	413	与閉鎖損失	32
工具、器具及び備品	159	定期借入金	84
土地	2,247	一期間引借入金	108
リース資産	670	一期間引借入金	821
無形固定資産	95	未保証借入金	91
借地権	50	未保証借入金	32
ソフトウエア	28	資本	4,695
その他	15	本利	2,754
投資その他の資産	5,971	資本	613
投資有価証券	273	本利	0
長期預金	133	益	37
敷金及び保証金	4,057	益	1,289
繰延税金	1,496	自	
その他	45	己	
貸倒引当金	△36	評価・換算差額	
資産合計	24,276	等	
負債・純資産合計		純資産合計	13,891
資産合計	24,276	負債・純資産合計	10,384

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上原価	31,076
売上総利益	11,139
売上費及び一般管理費	19,936
販売業外収益	21,411
受取利息及び配当金	1,474
不動産賃貸料	
店舗閉鎖損失引当金	
負担金収入	
補助金収入	
その他	
支払利息	681
不動産賃貸原価	
コミニツトメントラインの費用	
経常特別損失	184
固定関係会社取扱益	976
受協助成の損失	
特 別 損失	4,144
固定資産減損	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	
臨時休業等による損失	
その他の損失	1,424
税引前当期純利益	1,743
法人税、住民税及び事業税額	
法人税等調整額	994
当期純利益	748

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社アトム
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アトムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アトム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社アトム
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社アトム 監査等委員会

常勤監査等委員	太	田	一	義
監査等委員	才	門	麻	子
監査等委員	小	川	高	正

（注）監査等委員才門麻子及び小川高正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

—メモ—

募集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

—メモ—

—メモ—

募集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

「」参考

株主優待のご案内

株主優待の内容

100株以上ご所有の株主の皆様に**株主様ご優待カード**を進呈



9月末・3月末の割当基準日にご所有の株数に応じてご優待ポイントを進呈

9月末割当基準日にご所有の方 12月に発行
3月末割当基準日にご所有の方 6月に発行

1回の発行につき

100株～500株未満	2,000ポイント
500株～1,000株未満	10,000ポイント
1,000株以上一律	20,000ポイント

※1ポイント1円相当

ご優待ポイントの有効期限

6月発行ポイント 翌年6月末日
12月発行ポイント 翌年12月末日

● ご優待ポイントは、当社グループの対象店舗、あるいは株主様ご優待商品等にご利用いただけます。

● ご優待商品の詳細につきましては、当社ホームページおよび同封の「株主様ご優待商品申込書」をご確認ください。

ご優待ポイント発行に関するお知らせ

2022年3月末日確定株主様のご優待ポイント発行日

2022年6月28日

※ご利用中の株主様ご優待カードへポイントを追加させていただきます。

新規の株主様および2021年9月末基準日に当社単元株式を保有されていなかった株主様につきましては、2022年6月28日に別郵便にて株主様ご優待カードをお送りさせていただきます。

ご優待カードの再発行およびご優待ポイントのお問い合わせ

コロワイドグループ株主様ご優待ポイントサービスセンター

☎ 0570-03-0312
☎ 045-228-9671

ホームページのご案内

当社では、企業情報、お店情報、求人情報等に関する最新のインフォメーションを、下記インターネットのホームページ上でご提供しております。

<https://www.atom-corp.co.jp/>

株主メモ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 每年3月31日 中間配当金 每年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
公告方法	当社の公告方法は電子公告としております。
公告掲載のホームページアドレス	https://www.pronexus.co.jp/koukoku/7412/7412.html
株主名簿管理人 および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
株式に関する住所変更、配当金等の お届出および照会について	株主様のお取引口座がある証券会社にお届出・照会ください。 なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座で株式をご所有の株主様は、三井 住友信託銀行株式会社にお届出・照会ください。
支払期間経過後の配当金について	三井住友信託銀行株式会社へお申出ください。
『マイナンバー制度』について	マイナンバーの利用範囲には株式の税務関係手続きも含まれます。株主様はお 取引の証券会社等へマイナンバーをお届出ください。
【マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先】	
株主様のお取引口座がある証券会社にお問い合わせください。 なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座で株式をご所有の株主様は、三井 住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。	

株主総会会場ご案内図

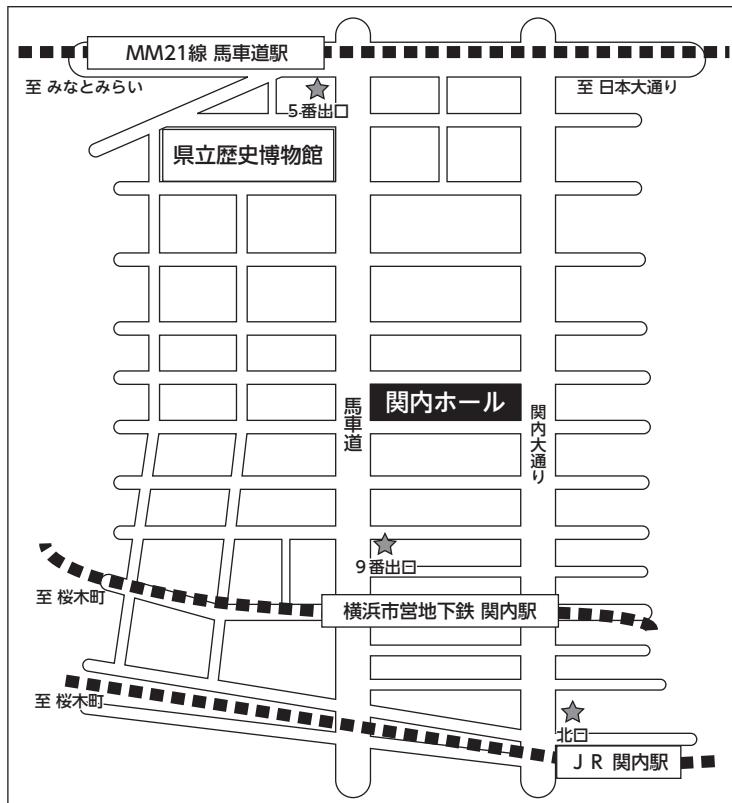
会 場

神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番1号
横浜市市民文化会館 関内ホール
電 話 045-662-1221

交 通

J R 関内駅北口 徒歩6分
横浜市営地下鉄関内駅9番出口 徒歩3分
みなとみらい線（MM21線）馬車道駅5番出口 徒歩5分

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、下図をご参照
いただき、お間違えのないようお願い申しあげます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。